

新潟市道路占用料減免基準

新潟市道路占用料条例（以下「条例」という。）第6条に規定する占用料の免除についての基準は、次の各項に定めるとおりとする。また、新潟市道路占用料条例施行規則第5条に規定するただし書きについては、10（30）を除く次の各項により減免できるものを対象とする。

1 条例第6条第1号の場合

(1) 削除

(2) 地方財政法第6条に規定する事業のための占有 全 額 免 除

2 条例第6条第2号の場合

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設のための占有 全 額 免 除

(2) 公衆の用に供する鉄道事業のための占有（道路が当該鉄道の敷地を使用する場合に無償であるときに限る。） 全 額 免 除

(3) 1の（2）に該当する以外の公衆の用に供する上水道、簡易水道及び下水道事業のための占有 全 額 免 除

(4) 削除

(5) 公衆の用に供する電気及び電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）事業のための架空電線（道路敷内の柱に添加するものを除く。） 全 額 免 除

(6) 電柱又は電話柱の支柱及び支線 全 額 免 除

(7) 削除

(8) 削除

(9) 削除

(10) 道路の上空に設置されている公衆の用に供する電線類（電気通信線については認定電気通信事業者の設けるものに限る。）を撤去し、道路の地下に埋設する場合に、占有許可を受けて設置する電線類及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。（12）又は（13）に該当する場合は除く。） 規定額の8／9の額を免除

(11) 既存の架空線がない道路において道路占有を行う際に当初より地中に設ける公衆の用に供する電線類（電気通信線については認定電気通信事業者の設けるものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。（12）又は（13）に該当する場合は除く。） 規定額の8／9の額を免除

(12) 平成17年4月1日以降、公衆の用に供する電線類を地中に設けることに伴い、新たに設ける柱状型機器（通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観の整備に配慮した形状の変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。）

規定額の8／9の額を免除

(13) 平成17年4月1日以降、公衆の用に供する電線類を地中に設けることに伴い、新たに設ける柱状型機器（通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観の整備に配慮した形状の変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。）の支持柱 全額免除

- 3 条例第6条第3号の場合
公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件 全 額 免 除
- 4 条例第6条第4号の場合
駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場
規定額の3/4の額を免除、ただし、許可日の属する年度から5年間は全額免除
- 5 条例第6条第5号の場合
公共の用に供する通路、歩廊（アーケード等）及び雪よけ 全 額 免 除
- 6 条例第6条第6号の場合
街路灯又は防犯灯 全 額 免 除
- 7 条例第6条第7号の場合
出入路（工事用搬入路等一時的なものを除く。） 全 額 免 除
- 8 条例第6条第8号の場合
水道、下水道（排水施設を含む。）、ガス、電気及び電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）の各戸引込（取付）管及び各戸引込線 全 額 免 除
- 9 条例第6条第9号の場合
かんがい用排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 全 額 免 除
- 10 条例第6条第10号の場合
- (1) 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱 全 額 免 除
 - (2) 公共的団体が設置する、営利を目的としない有線放送電話柱及びその電線 全 額 免 除
 - (3) カーブミラー 全 額 免 除
 - (4) くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件 全 額 免 除
 - (5) 消防法の規定に基づく非常用救助袋及びその固定環 全 額 免 除
 - (6) 河川法上の河川堤防との兼用工作物である道路で専ら道路専用施設以外の部分に係る占有物件 全 額 免 除
 - (7) 地上権等により道路の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占有物件（地上権等の設定の際、占有料徴収を前提としている場合を除く。） 全 額 免 除
 - (8) 索道等の保安設備 全 額 免 除
 - (9) 削除
 - (10) 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場 全 額 免 除
 - (11) 駐車場（4に該当するものは除く。） 規定額の1/2の額を免除
 - (12) バス事業者が設けるバス停留所標識 規定額の1/2の額を免除
 - (13) 乗合バスの自由乗降区間及び運賃変更を示すための標識 規定額の1/2の額を免除

- (14) タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋
規定額の1/2の額を免除
- (15) バス事業者が設けるバス停留所に付随するベンチ及び上屋 全 額 免 除
- (16) バス停留所に付随するベンチ及び上屋 (バス利用者等が築造し、不特定多数人に開放しているものに限る。) 全 額 免 除
- (17) 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリア等に設置されるもので、営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋 全 額 免 除
- (18) テレビ放送の難視聴地域における受信施設 全 額 免 除
- (19) PHS (パーソナル・ハンディホン・システム) 無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局 規定額の70%の額を免除
- (20) 電柱、電話柱、街灯、アーケード、消火栓標識又はバス停留所標識に添加された広告看板のうち、表裏2面に表示しているもの 規定額の30%の額を免除
- (21) 電柱、電話柱、街灯、アーケード、消火栓標識又はバス停留所標識に添加された広告看板のうち、巻付け広告看板 規定額の65%の額を免除
- (22) 建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告看板のうち、表裏2面に表示しているもの 規定額の30%の額を免除
- (23) 道路管理者の要請により設置するトンネルの非常用通信施設 (トンネルの出入口に設置する公衆電話を含む。) 全 額 免 除
- (24) ロードヒーティング及び消雪パイプ 全 額 免 除
- (25) 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設ける物件 (公共的な教育研究の用に供されるものに限る。) 全 額 免 除
- (26) 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なものに係る占用 全 額 免 除
- (27) 道路法施行令第16条の2に掲げる工作物、物件、または施設 (歩行者利便増進施設等) 且つ、歩行者利便増進計画の提出により、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられる場合
規定額の90%の額を上限として、市長が認める免除額
- (28) 都市再生特別措置法施行令 (平成14年政令第190号) 第17条に掲げる物件 且つ、占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力 (占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など) が行われる場合
規定額の90%の額を上限として、市長が認める免除額
- (29) 自動運行補助施設
全 額 免 除 (令和13年3月31日まで)

(30) 前各号に定めるもののほか、条例の規定額を徴収することが不相当であると市長が認める場合 市長が定める免除額

11 この基準に定める減免後の占用料の額が、1件につき100円に満たないときは、これを100円とする。

附 則

この基準は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の基準は、第1項第1号、第2項第5号、第10項第1号及び第7号は昭和60年4月1日から、第2項第6号は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年3月11日から施行する。